

IV 各施設が取り組むこと

IV-1 総論

施設によって立地条件や利用者の状況等が異なるため、東京都や最寄りの市町村等の防災計画などを踏まえ、各々の施設において想定される災害時のリスクや地理的条件等に応じた最適なマニュアルを作成する必要があります。

また、地震、集中豪雨、大雪等の災害によって想定される危険や必要とされる対応も変わると同時に、災害の発生する季節や時間帯によっても条件が異なってきます。雪害時の雪の処理、夏場の害虫対策などさまざまな場面を想定して備えておくことが大切です。

1 ガイドライン総括表

施設が、災害時に行うべき活動を、平常時、災害発生後から時間経過による段階を「フェーズ（0から3まで）」ごとに整理しました。詳細は14ページをご覧ください。

■ガイドライン総括表

| ガイドライン 記載分類 | 平常時の対応 | 災害時の対応 | | | 復旧・復興期の 対応 | 参照 ページ |
|----------------|--|---|--|--|---|----------------|
| | 平常時対策 | フェーズ0 | フェーズ1 | フェーズ2 | フェーズ3 | |
| | | 初動体制確立 | 緊急対策期 | 応急対策期 | 復旧・復興期 | |
| | | (概ね災害発生後 24時間以内) | (概ね災害発生後 72時間以内) | (概ね災害発生後 1・2週間まで) | (概ね2週間以降) | |
| 想定される 状況等 | ○地元自治体の防 災計画等の把握 | ○負傷者の出現 ○道路の寸断 ○建物設備等破 損 ○ライフライン の停止 | ○衛生環境の悪 化 ○職員の帰宅・ 出勤困難 | ○利用者の健康 状況悪化 ○搬入ルート の遮断による物 資の不足(生 鮮食品・薬等) | ○ライフライン の復旧 | — |
| 災害対策 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ●マニュアル整備 ●施設・設備の安全対策 ●施設内体制整備 ●ライフライン停止への備え ●備蓄品整備 ●地域等との連携 ●訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用者・職員の状況把握と安全確保 ●被災状況把握 ●災害対策本部設置 ●職員役割確認と体制整備 ●情報収集等 ●関係機関への連絡、相談 ●事業継続の可否決定 | <ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン復旧状況把握 ●破損器具の点検、修理 ●発災時出勤していない職員の安否確認 ●随時、必要に応じ関係機関への連絡・相談 ●事業継続・事業再開 ●利用者の健康状況把握と対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●通常の業務に戻る ●通常業務可能対応を検証し、マニュアルの見直し | 16 47 | |
| 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ●食事に配慮が必要な方の把握 ●ライフラインが遮断された場合の代替確保 ●発災時の食料調達方法や事業継続方法決定 ●食品備蓄と活用方法の方針策定 ●委託の場合災害時の対応の契約 | <ul style="list-style-type: none"> ●被災状況把握 ●冷蔵庫内優先、非常時備蓄品使用 | <ul style="list-style-type: none"> ●給食の継続(代替厨房設置) | <ul style="list-style-type: none"> ●特殊栄養食品・経管栄養・栄養補助食品等の入手手段の確認と調達 | <ul style="list-style-type: none"> ●通常給食提供 | 21 50 57 |
| 医薬品・ 衛生用品 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般用備蓄薬品、衛生用品の準備 ●入所者の医療用医薬品の情報把握 ●処方箋発行医療機関との連携確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般用備蓄薬品、衛生用品の使用 ●入所者の医療用医薬品の使用状況把握 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般用備蓄薬品、衛生用品の使用 ●入所者の医療用医薬品の使用状況把握 ●入所者の健康情報の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般用備蓄薬品、衛生用品の限定的使用 ●入所者の医療用医薬品の限定的使用 ●入所者の健康情報の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ●通常業務の再開と復旧 ●入所者の健康状態の把握 | 28 53 56 |

| ガイドライン 記載分類 | 平常時対策 | フェーズ0 | フェーズ1 | フェーズ2 | フェーズ3 | 参照 ページ |
|----------------|--|---|--|---|--|----------------|
| 医薬品・ 衛生用品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品卸売業者の供給体制の把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般用薬品、衛生用品の入手手配 ● 入所者の医療用医薬品の入手手配 ● 近接医療機関への連絡・連携（診療状況や再開予定の確認） | | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般用備蓄薬品、衛生用品の備蓄確保 | 28 53 56 |
| 飲料水・ 生活用水 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の給水拠点の把握 ● 給水拠点からの運搬用容器の準備 ● 井戸等の確保等、断水時の対応を準備 | <ul style="list-style-type: none"> ● 漏水や貯水槽等の破損状況の確認 ● 濁り水や残留塩素濃度の低下の有無確認 ● 断水時における備蓄飲料水や貯水槽水の使用用途の判断 | <ul style="list-style-type: none"> ● 貯水槽の水の残留塩素を確認、不足する場合は消毒用薬剤を追加 ● 井戸等の水を雑用用途に活用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 給水拠点等から飲料水を搬入 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水道本管からの給水を再開（濁りや残留塩素の確認） ● 飲用系統の給水栓から死水を排水、使用を再開 | 32 48 52 |
| トイレの 確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 排水設備（排水槽、浄化槽）の設置状況等の確認 ● 簡易トイレ用品の備蓄、周知 ● 殺虫消毒剤の備蓄 ● 下水道等担当部署の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● トイレ使用可否の確認 ● 簡易トイレ等の設置、周知 ● トイレ流し水、手洗い水の確保（水道が使用できない場合） ● 下水道使用可否の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道復旧状況の確認 ● 簡易トイレ・汚物の衛生管理 ● 殺虫消毒の実施 ● 排水槽の貯留状況確認（下水道を使用できない場合） ● 浄化槽の貯留状況確認（浄化槽が運転できない場合） | | <ul style="list-style-type: none"> ● 簡易トイレ・汚物の衛生管理 ● 殺虫消毒の実施 ● 排水槽の貯留状況確認（下水道を使用できない場合） ● 浄化槽の貯留状況確認（浄化槽が運転できない場合） ● 下水道復旧状況に応じてトイレ使用再開 | 40 54 |
| ごみ処理 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集担当部署の確認 ● 殺虫消毒剤の備蓄 ● 臨時ごみ集積所設置場所の検討 ● ごみ収集停止時のごみ排出方法の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ集積所の状況、ごみ収集車両の出入り可否の確認 ● 臨時ごみ集積所の設置、周知 ● ごみ排出ルール作成、周知 ● ごみ収集可否の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集復旧状況の確認 ● ごみ集積所の衛生管理 ● 殺虫消毒の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集復旧状況の確認 ● ごみ集積所の衛生管理 ● 殺虫消毒の実施 ● 復旧に応じ順次ごみ搬出 | 42 51 55 |

2 平常時の対応

施設内外の点検、安全対策を行い、災害に備える必要があります。45ページのV参考資料中の「平常時にチェックしておく様式」や「災害発生を想定して準備しておく様式」などを参考に準備しましょう。

(1) 施設・設備の安全対策

① 立地条件の確認

自治体が公表している想定被害、ハザードマップ等を参考に自施設の立地条件から想定される土砂崩れや浸水等の危険な状況を把握し、対応を検討する。

② 建物の耐震化対策

耐震性や不燃性等を確認し、必要な整備を計画的に進める。

③ 安全確保

ア 門や塀等の安全性を点検し、必要に応じた補強や不要物の撤去等を行う。

イ 家具や機器類等の転倒防止、天井などからの落下対策を行う。

ウ 窓ガラスや食器棚等のガラス飛散防止対策を行う。

エ 避難経路、場所を設定し、経路や避難場所の安全確認や整理を行うとともに、経路図や消火器配置図等をだれもが分かるように掲示する。

オ 避難計画を作成する。

(2) 施設内の体制整備

① 職員の参集

ア 災害の程度や役職等に応じた職員の参集基準を整備するとともに、夜間等の参集可能な職員数を把握する。

イ 緊急連絡網を作成する。

ウ 公共交通機関が止まった場合の参集方法も検討する。

② 役割分担

ア 災害（参集）時の職員の役割分担・指揮命令系統を明らかにし、災害後の対応について、時系列に定める。

イ 夜間や早朝の場合も想定し、参集できない場合に備えて代替者も決める。

③ 連絡方法

ア 電話だけでなく、FAX、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等複数の連絡手段を決める。

イ 利用者の家族や関係機関、委託業者等関係者との連絡方法を確認しておき、一覧表を作成する。

④ 情報管理

ア 利用者の健康状態や常備薬等の情報を一覧にまとめ、保管場所を決める。

イ 補助電源や印刷情報を準備するなど停電時にも利用できるようにする。

(3) ライフライン停止への備え

① 電気

- ア 自家発電装置の点検を行うとともに、停電時の操作等を理解する。
- イ 停電時に使用可能な設備、機器を把握するとともに、自家発電でまかなう範囲を検討する。
- ウ 消費電力の少ない機器の整備に努める。
- エ 懐中電灯、ランタン等の代替になるものを準備する。
- オ 空調が停止した場合の暑さ・寒さ対策を用意する。
- カ 吸引器等の利用者のケアに必要な機器が使用できなくなった場合に備え、充電式や手動式機器等の代替策を用意する。

② ガス

- ア LPガス、カセットコンロ、炭、まき等の、ガスが止まった場合の代替手段を用意する。
- イ 都市ガスとLPガス等複数の燃料で利用できる設備の導入を検討する。
- ウ 調理が不要な食料も用意する。

③ 水道

- ア 必要な飲料水、生活用水を備蓄する。
- イ 施設内外の井戸など、生活用水を確保できる場所を把握する。
- ウ 断水時における食器洗浄や入浴の代替策、トイレ使用方法等の対策をとる。

(4) 備蓄品

- ① 利用者の特性を考慮するとともに、帰宅困難になる職員や施設に避難する外部の人などの予備分も含めて検討する。
- ② 更新を計画的に行えるよう、備蓄状況の一覧を作成する。
- ③ 保管場所や数量等を記載し、担当者がいなくてもわかるように備蓄する。
- ④ 給食を委託している場合は、食材の確保等の災害時への備えを契約に盛り込んでおく。

(5) 地域等との連携

- ① 地域で行う防災訓練に施設として参加し、災害の際にどのような行動をとるべきか、情報伝達、避難方法について十分理解する。また、近隣との合同訓練等も検討する。
- ② 地元の自治会や医療機関、他施設、商店、農家等と災害時の協定を結ぶ等、協力関係を構築しておく。また、施設の行事に招待するなど、日ごろから交流を心がけ相互理解を深めておく。
- ③ 近隣の施設と不足物品を融通し合えるよう、施設間の助け合いネットワークを構築するとともに、広域的な応援体制づくりを検討する。
- ④ 応援を円滑に受けるための手順を検討しておく。

IV 各施設が取り組むこと

(6) 訓練

防災マニュアルをもとに、施設の防災対策本部の設置、安全確認・情報伝達、利用者の安否確認、避難誘導、利用者の応急手当など、実際の地震等を想定した訓練を年に1回以上実施する。この訓練結果等に基づき、マニュアルをより効果的なものに見直す。

◇訓練実施例(毎月の様々な災害を想定した地域や関係施設との訓練事例：介護老人福祉施設)

| 月 | 訓練内容 | 重点確認事項 |
|-----|---|--|
| 4月 | 地震(震度6以上)想定される被害状況確認 救護所の設置と応急処置 在園利用者・職員確認 | 避難経路等の指示 被害状況等の報告の仕方 トランシーバー使用 |
| 5月 | 厨房内防災設備の確認と理解 日中厨房内火災発生を想定した初期消火訓練 及び避難誘導方法 | 放送設備等で避難経路及び誘導場所指示 119番要請の連絡方法 応急手当・AED使用方法 |
| 6月 | 夜間非常呼び出し訓練 安全防護及び応急救護訓練 他施設への応援訓練 | 帰宅困難者対策及び状況把握 地域住民受入対応 通報・放送設備取扱い緊急連絡発信 |
| 7月 | 警戒宣言発令による日中の地震発生と対応及び事後BCPに基づき実施(厨房委託業者と合同訓練) | 何をすべきか学ぶ(避難経路等指示) 裏山土砂崩れの避難場所確認 AED使用方法 |
| 8月 | 夜間火災発生を想定、出火場所等範囲を決め、消防設備等の取扱いによる消火訓練 | 緊急連絡発信(簡潔な伝言) 介護職員による応急救護 |
| 9月 | 夜間の地震災害を想定し、避難経路等の把握と指示 | 防災教育(警戒宣言発令措置及び地震時の対応) AEDの使用方法 |
| 10月 | 日中火災による他施設への応援訓練及び避難誘導訓練 | スプリンクラー・散水栓・消火器操作方法 119番要請対応 |
| 11月 | 総合避難訓練(〇〇町内会相互応援協定) 日中の地震発生を想定した災害及び在園職員へ知らせ、消防機関へ連絡 | 消防署依頼 災害時等の簡潔な報告・連絡方法 看護師による応急救護 AEDの使用方法について |
| 12月 | 夜間の火災災害を想定、緊急連絡表発信 夜間想定した真冬の避難方法 | 119番要請対応、緊急連絡表発信簡潔な伝言 道路凍結時の避難経路指示 |
| 1月 | 日中の火災等を想定し、消火訓練及び煙による災害に備えた避難誘導方法の訓練 | 防災教育(指示・連絡方法の確認) 消防設備の取扱い方法 |
| 2月 | 夜間の火災発生を想定、出火場所等範囲を決め、消防設備等の取扱いによる消火訓練(厨房委託業者と合同訓練) | 緊急連絡発信(簡潔な伝言) 消防設備の取扱い方法 |
| 3月 | 様々な災害を想定した避難誘導 | 災害発生を在園者に知らせるとともに、消防機関への連絡の仕方 |

ポイント!

- 被災後の食材や薬等の調達手段を検討しておきます。
- 災害発生時を具体的にシミュレーションします。
- 夜間・停電時や夏・冬を想定した訓練を入所者も参加して行います。

3 災害時の対応

施設は、災害時にライフラインの停止、施設の被害を受けながらも事業継続に努めます。地域の被災住民の受け入れを求められることもあります。

〈災害時に想定される状況〉

- ライフラインの停止
- 建物設備等破損
- 衛生環境の悪化
- 搬入ルートへの遮断による物資の不足
- 被災者受入等で施設利用者の増加
- 職員の帰宅困難
- 職員の出勤困難
- 通信網の破損による連絡体制の困難 等

○フェーズごとの施設が行うこと

実際に施設の危機を想定し、フェーズごとの職員の役割や行動を話し合っておきましょう。

(1) フェーズ0（災害発生～24時間）冷静な対応をとれる初動体制の確立

①利用者・職員の状況把握と安全確保（救命救助）

- 利用者・職員の状況把握、安全な場所に避難誘導

②施設の被災状況等の把握

- 施設の破損状況
- ライフラインの状況（電気・ガス・水道等）
- 通信手段（電話・パソコン・FAX等）
- 備蓄品の確認

③施設内災害対策本部の設置

④職員の役割確認と体制整備

⑤情報収集、連絡、相談等

- 周辺の被災情報収集
- 伝言ダイヤル、携帯メールなどによる外部との連絡、連携
- 利用者家族等への情報提供
- 市町村災害対策本部などから情報収集
- ライフライン等の関係機関、市町村災害対策本部等への連絡、相談

⑥事業継続の可否、一時避難や支援要請の必要性の判断

(2) フェーズ1（24～72時間）緊急対応

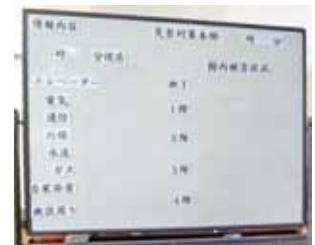
①ライフライン復旧状況の把握

②破損器具の点検、修理

③発災時出勤していなかった職員の安否確認

④随時、必要に応じて関係機関へ連絡・相談

⇒場合によっては支援要請



被災状況報告ボード

IV 各施設が取り組むこと

⑤事業継続・事業再開

- 非常時献立で備蓄食品等を活用し食事提供(冷蔵庫内等の活用できる既存食材から使用)

⑥利用者の健康状態把握と対応

- 適切な健康・栄養管理

ポイント！

- 災害がおこったらまずは利用者の安全確認と応急処置が大事です。
- 施設利用者の生活を維持する必需品の確保をします。
- 施設利用者の生活を維持するための人の確保をします。
- 施設の早期再開をめざし、被災前の状況に戻します。

4 復旧・復興期の対応

フェーズ2（概ね4日目）以降は、復旧・復興に向けて、生活を維持する必需品や人手を確保し、施設を早期再開してできるだけ早く通常業務に戻るよう努めましょう。復旧後には、対応の評価検証を行い、マニュアルの見直し等を行いましょう。

事例紹介

◇私たちの施設は、東日本大震災を経験してここを見直しました！

- BCP（事業継続計画）や委託業者との契約に災害時の対応を加えました。
- 災害時の職員の連絡手段は、電話だけでなくSNSなど複数用意しました。
- 夜間対応マニュアルの作成、夜間負傷者チェックリストや夜間訓練を見直しました。
- 自家発電装置の設置やカセットボンベ発電機の購入を行いました。
- 自動販売機を「緊急時飲料提供ベンダー^{*}」に代えました。
- 災害時の節電のため厨房にLEDランプを設置しました。
- 災害時用に土に埋めると自然に土に還る食器を購入するとともに、缶詰・レトルト品などの備蓄食品量を増量しました。

^{*}「緊急時飲料提供ベンダー」とは、災害などの緊急時に、飲料を設置施設が簡単に無料で取り出すことができる自動販売機（通常は普通の自動販売機として販売）



カセットボンベ
発電機



緊急時飲料提供ベンダー



LEDランプ



土に還る食器